

事 務 連 絡
令 和 8 年 6 月 5 日

保護者の皆様へ

尼崎市教育委員会

「非常変災時における臨時休業の判断基準について（方針）」の一部改訂について

平素より、本市の学校園運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、「非常変災時における臨時休業の判断基準について（方針）」の一部改正を行いましたのでお知らせします。

主な改正点は、令和8年5月28日に運用開始となった気象庁の新たな防災気象情報を反映した、警報名の変更等になります。（例：大雨警報→レベル3大雨警報）

判断基準に変更はありません。

保護者の皆様におかれましては、気象情報や学校園からの連絡をご確認いただくとともに、非常変災時の対応についてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、改正後の「非常変災時における臨時休業の判断基準について（方針）」は、下記の市ホームページにも掲載しています。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/school/1019394.html>

（ページ番号：1019394）

以 上
（尼崎市教育委員会 企画管理課）